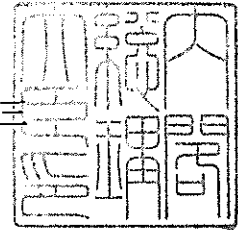




消表対第 1 4 0 1 号  
平成 2 7 年 1 1 月 5 日

消費者委員会  
委員長 河上 正二 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



諮 問 書

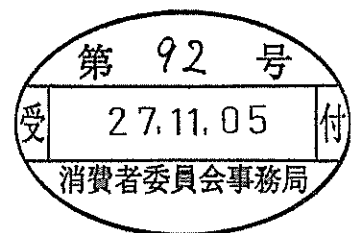
家庭用品品質表示法（昭和 3 7 年法律第 1 0 4 号）第 1 1 条の規定に基づき、  
下記の事項について、貴委員会の意見を求めます。

記

家庭用品品質表示法第 3 条の規定に基づく表示の標準となるべき事項の変更  
について

経済産業大臣からの要請に伴う電気機械器具品質表示規程（平成 9 年通商産業  
省告示第 6 7 3 号）に規定する遵守事項の見直しについて

以上



家庭用品品質表示法第3条の規定に基づく  
各品質表示規程（告示）における遵守事項の見直しについて

1. 主旨

家庭用品品質表示法（以下「家表法」という。）は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的としている。その対象となる家庭用品を指定し、品質に関わる事項を表示の標準として規定している。

平成27年6月に、家表法の対象品目である「電気冷蔵庫」に関する日本工業規格（以下「JIS」という。）の改正が行われたことに伴い、これを引用している電気機械器具品質表示規程の改正について、家表法第3条第4項及び第5項の規定に基づき、経済産業大臣名での「表示の標準となるべき事項の変更に関する要請」があった。

このため、家表法第11条の規定に基づき、消費者委員会に諮問を行うものである。

2. 諮問する事項の概要

電気冷蔵庫の表示事項である「定格内容積」及び「消費電力量」について、JIS規格名称、試験方法、許容範囲等を変更するJIS改正が行われたことに伴い、これを引用する電気機械器具品質表示規程について所要の改正を行う。

3. 今後の予定

平成27年11月 : 消費者委員会への諮問・答申  
平成27年12月 : 経済産業大臣への協議  
平成27年11月～平成28年1月 : TBT通報（2か月）  
平成27年12月～平成28年1月 : パブリックコメント（1か月）  
平成28年3月 : 改正告示の公布

なお、事業者に対する周知期間及び準備期間として、改正告示の公布から約1年間の経過措置を設ける予定。